

第22期第4回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和8年3月30日（月）午後1時30分～午後3時00分

場所：秋田県庁 議会棟2階 特別会議室

2 出席者

委員（定数9名）

齋藤 寿、青谷 晃吉、小松 ひとみ、伊藤 克朗、菊地 勇、鈴木 学、
森田 和文、菊地 賢一、小松 愛

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

3 議事事項

（1）第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

（2）その他

①秋田県情報セキュリティ基本方針の策定について

4 開会・あいさつ

○事務局（藤田）

ただ今より第22期第4回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員全員が出席しており、委員会は成立することを報告します。

それでは、齋藤会長から、ご挨拶をお願いいたします。

○齋藤会長

本日は、年度末のお忙しいところご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

2026年の最初の委員会ということで、前回の開催が今年の11月でしたから、4ヶ月ぶりということになります。今年の冬ですけれども、特に県北部の北秋田市、鹿角市周囲で記録的な大雪があり、農業用施設や果樹における大きな被害、他にも落雪などで人身事故もあったというニュースを聞きまして、県内各地で大変な冬だったのではないかと思います。養殖施設や水産関連施設において、どのような被害があったかについては情報を持ち合わせておりませんが、やっと、明後日の4月1日になると、イワナやヤマメやサクラマスといった溪流魚の解禁を迎えることになります。釣り人にとっても漁協の方にとっても待ちに待った季節ということになるかと思います。もう既に、熊の出没のニュースを見ることもあります。今年であれば、楽しい釣りが行われるそういった1年になってくれればいいと思っております。

本日の会議ですけれども、前回、情報提供がありました漁協の合併に伴う遊漁規則の一部変更にかかる諮問と、その他ということで、情報セキュリティ基本方針の策定についての説明ということになっています。皆様の活発なご意見を願いたいまして、挨拶とさせていただきます。

5 資料確認

(事務局が資料確認)

6 議事録署名委員選出

○齋藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。事務局案はありますか。

○事務局（藤田）

小松ひとみ委員、伊藤委員にお願いしたいと思います。

○齋藤議長

それでは、小松ひとみ委員、伊藤委員のお二方、よろしいでしょうか。

○小松ひとみ委員、伊藤委員

はい。

○齋藤議長

それでは、よろしくお願いします。

7 議事

議題1：第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

○齋藤議長

それでは議事に入ります。第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐藤）

はい、佐藤が説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。第五種共同漁業権遊漁規則の変更についての諮問です。

（諮問文読み上げ）

今年度、漁協の合併が2件ありました。

1つ目が、内共第1号の役内・雄物川漁協と内共第4号の県南漁協で、合併後の名称が役内・雄物川漁協となり、内共第1号と第4号、さらにサクラマスの漁業権である第13号の計3つの漁場を持つ漁協となりました。

2つ目は、内共第15号の大館市漁協と内共第16号の比内町漁協で、合併後の名称が大館比内漁協となり、こちらも第15号と第16号、さらにサクラマスの漁業権である第22号の計3つの漁場を持つ漁協となりました。

第5種共同漁業権では、漁場ごとに遊漁者における水産動植物の採捕や漁場利用等に関する制限や決まりである遊漁規則を定めており、漁協が作成した遊漁規則は都道府県知事が認可することになっています。この認可にあたっては、内水面漁場管理委員会の意見を聴くことと漁業法で規定されています。

3ページをご覧ください。初めに、役内・雄物川漁協の内共第1号と第4号規則の変更についてです。今回の合併により、1つの漁協で2つの遊漁規則を持つこととなりますが、遊漁者は1つの遊漁券を購入すると2つの漁場を利用することができることとなります。しかし、漁場ごとに規則が異なると、利用の際に支障をきたすおそれがあることから、遊漁規則の統一を図ることとします。基本的には、旧役内・雄物川漁協の遊漁規則をベースに県南漁協の規則をこれに合わせ

る形としています。また、文書の表現を統一するための細かい修正はいくつかございますが、主な変更点については、資料の3ページの下部にある表に記載した4点になります。

1つ目は、漁法の規制の変更についてで、1号漁場の一部区間・区域における「がらがけ・ひっかけ漁法」の解禁に関することになります。これまでは、全区域において「がらがけ・ひっかけ漁法」を制限しておりましたが、友釣りに支障が出ない区域においては問題ないと判断しております。

2つ目は、「網遊漁」の廃止についてです。網による遊漁に関しては、1号規則には規定されておらず、4号規則にだけ規定されておりましたが、4号漁場において、これまで網遊漁の利用実態がほぼないということで、1号に合わせて、今回、廃止することとしております。

3つ目は、遊漁期間の変更についてです。コイ、フナ、ウグイ及びヤツメの4魚種は、複数年にわたって9月から3月の遊漁者の利用実態がなく、この期間については今後も利用が見込まれないことから、漁場管理等の効率化を図るため、イワナ及びヤマメと同様の期間に変更しております。4つ目は、遊漁料金の改定についてです。遊漁者による漁場利用の便宜向上や監視体制の強化等を目的として、遊漁料金を2つの漁場で統一しました。1号漁場の元々の遊漁料に合わせる形としております。また、サクラマス等の漁業権である内共第13号につきましては、漁協の名称のみ変更しております。

続いて、大館比内漁協の内共第15号と第16号規則の改正についてです。資料の4ページをご覧ください。主な変更点は2つになります。

1つ目は網遊漁の廃止についてです。先程ご説明しました役内・雄物川漁協と同様の理由により、網遊漁を廃止しております。比内町漁協の第16号規則には網遊漁の規定はありませんでしたので、16号に合わせて15号を変更した形となります。

2つ目は遊漁料金の改定についてです。理由としましては、役内・雄物川漁協と同様で、2つの漁場で料金を統一して、遊漁者による漁場利用の便宜向上を図る目的となっております。遊漁料金についてですが、基本的には、旧大館市漁協に合わせる形をとりましたが、合併前の比内町漁協では、遊漁収入に対して、増殖経費や漁場管理経費等の支出が上回っており、3年連続で赤字を計上しています。そのため、必要経費を賄うことができる適正な遊漁料金に改定する必要がある、合併後のアユの遊漁料価格を1万円としました。これは、比内町漁協のこれまでの遊漁料価格である7千円から3千円の値上げとなります。比内町漁協における漁場管理費等の過去3年の平均支出額から、およそいくらの収入を得なければならないのかを再計算した結果、これまでよりも約20万円程度の増収が必要であると想定され、この金額を過去3年の年券購入者の平均遊漁者数で割ると、アユは年券1枚あたり3千円程度の値上げが必要で、それより低い値上げでは、今後、継続的な黒字運営を果たすことが難しいことを確認しております。近隣漁協のアユ年券の価格は5千円から1万円であるため、値上げ後の年券額は相場の範囲内に収まっている状況ではあります。一方、合併後は高校生までの遊漁料金を無料にするなど、若手の新規参入者の増加を図りたいという狙いもあることから、新規参入者の入口となる日券の価格は据え置きとしております。

続いて、資料に説明は記載しておりませんが、遊漁料の現場加算金をこれまでの5百円から3千円に引き上げました。この金額については、前売券が1,000円で

すので、3倍に相当します。現場加算金の相場は前売券の1.5倍から2倍の価格が一般的だと言われており、本県において最も高い現場加算金は前売券の2倍となっております。しかし、他県では前売券の3倍や4倍に設定している漁協があるなど、特にここ数年で3倍以上の価格設定とする漁協が増加しており、確認した限りでは、山梨県で2漁協、栃木県で1漁協となっています。

現場加算は、無券での遊漁者を減らし、ルール遵守を徹底させ、漁場管理を円滑に行う事を目的としており、さらに監視員の巡回コストや人件費を回収するという意味も含まれております。また、監視員が無券者に券の購入を促す際に暴言や暴力をふるわれるといった事例もあり、加えて、近年は漁場内にクマの出没も多発しておりますので、監視業務にはこれまで以上の大きな危険が伴っております。更に、全遊漁者の1～3割程度が故意又は過失によって無券遊漁を行っているというデータもありまして、これらの無券の遊漁者が利用した資源を増殖活動によって補填するには、当然経費がかかります。遊漁券を買わずに釣りをして、監視員がその行為を認知することができなかった場合は、増殖すべき数量としてカウントされないため、資源の枯渇につながっていきます。例えば、無券者1人が渓流魚を5～10匹釣った場合、これらの利用された資源を元に戻すためには、稚魚放流にして3千円以上の経費がかかることになります。

以上のとおり、監視業務にかかる経費、巡回や監視に伴う危険性、資源に及ぼす悪影響などを考えると、現場売りの価格が前売券の3倍という価格設定は妥当であると判断しております。

最後に、内共第22号のサクラマスの遊漁規則に関しましては、役内・雄物川漁協と同様で、漁協名称が変更されるだけですので、特に説明はございません

○齋藤議長

ありがとうございました。今の遊漁規則の一部変更について、委員の皆様、質問、意見等はありませんか。

○委員

(発言なし)

○齋藤会長

それでは私からいくつか質問します。

雄物川水系と米代川水系両方とも網漁具による遊漁の実態がないから廃止するというお話でしたけれども、実績のない年数はどれくらいだったのでしょうか。令和6年から免許の切り替えでしたが、もっと前から遊漁による網の実態というものはなかったのでしょうか。

○事務局（佐藤）

令和6年の時点で既に実績がない状況ではありましたけれども、当時は残しておいても支障はなく削除するという判断には至らなかったようです。今回改めて検討した結果、今後実績が増える見込みもないだろうということで、これを機会に廃止するという判断に至っております。

○齋藤議長

今回説明いただいたのは遊漁規則ですけれども、例えば今まで県南漁協の組合員が役内・雄物川漁協のエリアで何かを獲ろうとした際、遊漁規則に従って遊漁券を買ってアユやイワナを獲っていたと思いますが、これからは組合員として行使規則に従って獲るということで良いですね。そうすると、組合員達にとっての網漁具というものは実態としてあるのでしょうか。

○事務局（佐藤）

実績がないというのは遊漁者の話でして、組合員に関しては網を利用している実態もございますので、そこは残したままにしております。

○齋藤議長

それは相当の年数、遊漁による網の利用がなかったのか、ということでしょうか。

○事務局（佐藤）

はい。

○齋藤議長

それは雄物川水系も米代川水系も両方同じですか。

○事務局（佐藤）

はい。

○齋藤議長

わかりました。それから先ほどの説明の中で、1つの漁協で2つの漁業権を持つというお話でしたが、1つの遊漁券で両方の漁場が利用できるようになることは、今回出していただいた資料の中のどこの部分で読み取れるのでしょうか。1つの漁協で2つの漁業権を持っている阿仁川漁協などでは、1つの遊漁規則の中で、2つの漁業権漁場を管理しているため、両方の漁場が券1枚で片付くと理解できました。しかし、今回は規則が1号と4号、15号と16号という2つずつで、それぞれの遊漁規則として動くため、漁協は1つでも、1枚の遊漁券を買ったからとはいえ、もう一方も一緒とは読み取れませんでした。先ほど事務局の説明の中では、1枚の遊漁券で両方の漁場が楽しめるというお話をされましたが、それはどこで読み取れば良いのかと思いました。

○事務局（佐藤）

規則内の文章でそれを読み取れる部分はありませんが、遊漁券の購入に係る規定は両規則で統一されておりますので、どちらの規則を見て買っても同じ運用にはなります。

○齋藤議長

ただ、阿仁川漁協や田沢湖漁協は、1つの遊漁規則に2つの漁業権漁場がぶら下がっています。今回は、2つの遊漁規則がそれぞれ出来上がるわけですから、券を1枚買っても、それで他の漁場でも遊漁が出来るということにはなりにくいと思います。1つの漁協の遊漁規則の中で「1号および4号」、「15号および16号」という遊漁規則1つになるのであれば、1枚買えば両方の漁場というのは読みやすいです。

○菊地会長代理

そうでなければ、合併のメリットが全くないです。

○齋藤議長

そうですね。でも、どこかにそれが分かる言葉が入ると思いました。

○事務局（佐藤）

確かにそこを読み取れる部分は規則の中には書いていません。

○齋藤議長

行使規則も同じでしょうか。役内・雄物川漁協の行使規則は、1号と4号で別々になっているのでしょうか。1つになっているのでしょうか。

○菊池会長代理

1号と4号の漁場では河川環境も生息する魚も全く違います。ですので、例えばコイの増殖についても1号の漁場に放流するということはありませんし、4号の漁場にイワナやヤマメは全く生息できません。結果として適切な資源管理のために1号と4号それぞれ規則があるわけです。

○齋藤議長

漁業権ごとに対象とする魚種が違っているから、ということは分かります。2つの漁業権で漁場が分かれていて、ルールも2つあり、それはそれで分かれることは良いと思いますが、今の遊漁料金の、1枚買えば両方で使えるというところが分かるような規則になってくれる方が良いのではないかと思います。

○事務局（佐藤）

それはおっしゃるとおりです。

○齋藤会長

今の部分だけだと、1号で楽しもうとする時には券1枚、4号で楽しもうとする時にはもう1枚というイメージに落ちてしまいます。

○菊池会長代理

それでしたら合併した意味がありません。

○齋藤会長

分かります。規則上はそれが書かれておりません。

○事務局（藤原）

会長がおっしゃるとおり、正しく表記するためには、規則の中で隣のもう一つの漁場についての文言がある、もしくは、「〇〇号および〇〇号規則」という形の方が規則としては適切かなと考えます。

ただ、実際に運用するにあたっては、例えばホームページ等で、「アユ 1号 4号 遊漁料 価格」というような形で、漁協で主体的に「この遊漁料はいくらですよ」というように案内をして、それを徴収する形となってきますので、遊漁者に対する周知は十分に図られるのと考えます。

○齋藤会長

ですが、それは現場においてですよ。

○事務局（藤原）

はい。

○齋藤会長

ホームページでも良いのですが、どこかにそういう1枚で両方の漁場で楽しめるということを、現場に来るまで分からないのではなく、何かしつかり分かるようなスタイルを整えてあげてほしいと思います。

○事務局（藤原）

役内・雄物川漁協のホームページで事前にPRされていて、今であれば、県のホームページや各漁協のホームページでも分かりやすいようにご案内しておりますので、おそらくこの公開された遊漁規則全文を読む遊漁者よりは、漁協のホームページやガイドブック、フィッシュパス等を見してくれる人の方が圧倒的に多数ですので、そちらで適切にご案内できれば、遊漁者にとっては不利益にはならないと思います。

○菊池会長代理

それでしたら、我々もフィッシュパスの手続きをしております。

○齋藤会長

役内・雄物川漁協はホームページにあります、前の県南漁協はホームページをもっていませんよね。米代川水系だと、比内町漁協のホームページで紹介されている遊漁規則は令和5年の12月までの遊漁規則ですね。丁寧にそのホームページでルールをお知らせするのであれば、せめて最新の規則に変えておくべきです。県庁のホームページも別の漁協の遊漁規則につながっているところがありましたけれども、できるだけ誤解を招かないようなスタイルを整えておいてほしいなと思います。

○菊池会長代理

対応するのは県ではなくほとんど単協ですからね。

○齋藤会長

以前にも、漁連のホームページで各漁協のホームページに入っていますが、更新されていなかったり、古い規則が出てきたりと、せめてそれを手直ししたり、新しい情報に直してもらえるような指導をお願いしたつもりでした。けれど、あまり変わっていないですね。

○菊池会長代理

それは行政からの指導を徹底して、単協でやらせてあげればと思います。

○齋藤会長

「1枚で両方も」ということであれば、それが分かるような注意書きや但し書きを規則の中にも盛り込んでいただいた方が私は良いと思います。

○菊池会長代理

最終的にはその漁協が対応することですね。

○齋藤会長

ただ、規則としては県が認可することです。

○菊池勇会長代理

県が認可しますが、そのあと、どういうふうに遊漁者に対して周知を図るのか、それは色々な方法があると思います。

○事務局（佐藤）

そうすると、遊漁規則ではそれを読み取れないようになっておりますが、この規則を見た時、どちらの漁場でも使えるものだという文言を規則の中に加えていくという形でしょうか。

○齋藤会長

私は、注意書きの1号と4号、15号と16号などが料金を統一しているならば、書いていただいた方が誤解は少ないと思います。先ほど年券を1万円に上げたという部分で、実のところは、その15号と16号、2枚買わなければいけなかったとしたら、1万円は高いのではないかと思います。それが1枚で両方の漁場が楽しめるのだとすれば、正直、まだ容認できるのかなと思いました。今1万円とおられるのは鹿角市河川漁協ですよ。

○事務局（佐藤）

はい。

○齋藤会長

鹿角市河川漁協の1万円につきましては、昔、鹿角と比内と大館の3漁協の共通遊漁として動いた時に設定された金額がそのまま残っていたかと思います。今回も、その広い漁場で増殖にかかる経費を考えると、両方の漁場で1万円は割高

でないと思いますが、それぞれ1万円を払わなければいけなかったらきついなと思ったのが正直な話です。それが1枚で両方とも楽しめるというのであれば、1万円でもありだと思いました。

それと、先ほどの現場加算金でお話いただいたことは、重々よく分かります。それぞれの漁協の事情で現場加算に対する取り組みということで金額を上げたいということは分かりました。ただ、それが今回のこの変更を伴う大館比内漁協だけで良いのかなと今の説明を伺って逆に思いました。現場加算金の追加をお願いしたいのは県内の漁協全部ではないかなと思います。背景にある事情は、県内全部同じという説明を、他県の事情なども含め事務局がさっきしたのではないかと思います。県内の現場加算金がそのくらいの金額でも妥当とすると、他の漁協の現場加算金も同様に見直しすることを作業の中に入れた上で動くが良いと思います。現状、ほとんどは500円ですよ。

○事務局（佐藤）

そうですね。最も多いのは500円です。

○齋藤会長

ほとんどが500円で、鷹巣漁協が千円、鹿角漁協が千円です。

○菊池会長代理

うちは倍額ですから現場売りは千500円加算の3千円です。それで、最高額です。

○齋藤会長

2倍と書いていたのは成瀬川漁協だけだったような気がします。

○菊池会長代理

うちの2倍が最高額です。

○事務局（佐藤）

2倍が最高額だったはずですよ。

○齋藤会長

日券は2千円ですよ。

○菊池勇会長代理

アユでしたら2千円、現場が4千円です。ただ、その辺りは漁業権免許更新の時も県としても手間をとったことはやっていないです。あくまでも単協に任せています。全長制限をやっているところもあります。県内で尾数制限をやっているところはないでしょう。

○齋藤会長

以前は現場加算金について漁協から要望を聞いた上で、県で統一ではありませんが、事情を聞いて調整をしたり、上げたり下げたりということはしていましたよね。

○事務局（藤原）

全般的な話で、ある1つの条件を1つの漁協が変えとなりましたら、当然、他の漁協との整合性などは県としてきちんとチェックをして、指導なり、改善した方が良くないと意見することはあると思います。ただ、全ての漁協が同じタイミングでそういった改正ができるのかということ、総会のタイミング等、各漁協の様々な都合があります。

今回、米代川水系で、今の実情に即した適正な規則を、県の指導のもと作った背景がございますので、これが今後のベースにはなっていくのかなと思います。

今後、別の漁協でそういったお話がありましたら、この規則の数字をベースに考えていくことになるかと思います。

○齋藤会長

事務局の説明にありましたように、免許の切り替えのタイミングで、現場加算金についても全部の漁協が一応検討されて、よしとして動いている話だと思えます。ですので、今回、改正・変更に取り組もうとする時には、そこから今までの間、こういう事情の変化があったので変えざるを得ないという部分のお話があった動くのだと思えます。

先ほど事務局からあった現場加算金についての説明は、今回の大館比内漁協に限っての理由ではなくて、もっと広い意味で見直しをしてあげるべきというようなイメージですね。こういう事情で県と今、現場加算金について考え方を改めたいと思えますけれど、話にのる漁協はおりますかという、ヒアリングをした上でタイミングを一緒にしながら動いていただけるのであれば良いのかなと思えます。漁協が、気がついてなんとかそこだけ要望したいというお話でもない限り、窓口を開けておかないことになるのかなと思えます。

○事務局（藤田）

今回、漁協の合併のタイミングで、そのような要望があったことがまず1つでしょうし、会長がおっしゃるとおりで、整合性なりは他の部分でも出てくると思えます。ただ、先ほど佐藤が説明したとおり、そういった全国的な状況、必要性があるということであれば、今回のタイミングに合わせて改正しても支障はないと思えます。

会長のおっしゃるとおり、他の漁協も同様の問題があるのではという問いに対しては、今後、各漁協に照会しながら、実態に即した改正をしていくべきと思っております。

○齋藤会長

そうすると県の考えとしては、他県の情報も見聞きした上で、今回のような改正については妥当だと考え、今回はこれで変更の手続きを進めていきながら、他の漁協にもその情報を流して、同じような手続きをしたいと思うところがあれば、またこの後、委員会等で諮られるということでしょうか。

○事務局（佐藤）

そうですね。情報は提供しますが、判断するのは漁協になるかと思えます。相談があれば、その都度受けて同じように対応はしたいと思っております。

○齋藤会長

漁協の判断と県の審査ですよ。

○事務局（佐藤）

はい。もちろん審査はあります。ちなみに大館比内漁協は漁業権の更新時、直近の令和6年の時のヒアリング記録を見ますと、その時点で現場加算金について少し検討していたようです。ただ、話がまとまらなかったのか、その時に改正はできなかったようです。その後検討を経て、今回改正するという流れでした。

○齋藤会長

まとまらなかったのはどちらの事情ですか。漁協の事情ですか。県の事情ですか。

○事務局（佐藤）

県からは特に指導はしていません。漁協の事情ということですね。

○菊池会長代理

令和元年にも雄勝漁協とその下流の雄物川上流漁協が合併して役内・雄物川漁協となり、今回、県南漁協と令和8年に合併しました。資源管理となれば、漁場を最大限に利用し、サクラマスにしてもアユにしても、最初から最後まで管理できるということが一番理想的な管理方法だと思います。

遊漁無料の対象に関して、小・中学生無料は県内の各単協も結構なっていると思います。今回、うちも大館比内も高校生まで無料というふうに改正しています。組合の底辺拡大のためには、小学校、中学校、高校生までも川に気軽に入って自然に親しんでもらって、川の良さをわかってもらいたい、そういうふうに我々もやっているわけです。それで、前回の免許更新の時に、高校生まで無料としている単協はどのくらいありましたか。

○事務局（佐藤）

手元に資料がないため、あの時点で高校生無料に変わった漁協が何件あるかというのは今把握しておりません。

○菊池会長代理

全国的にも高齢化による組合員の減少もありますので、若い人に川に入って組合員になっていただくとすれば、少しでも無料化して、川に親しんでもらうことが1つの方法でして、そのためには積極的にこういうことを行政にも留めてもらい、それを単協に指導してもらうことが非常に良いことではないかと思います。

それから、例えば、全長制限はうちでも行っておりますけれど、期間は9月1日から9月20日までです。なぜ制限、リリースするのかというと、産卵の時期なのですね。9月の子持ちはお腹に栄養分がいつているので獲って食べても美味しくないです。保護が一番良いのですよね。お金もかからないです。良心的にその心得がある人は、やはりそういうことを納得してやってくれます。ですので、そういうことは積極的に県としてもPRしてやらせるべきだと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。他に何かありませんか。

○青谷委員

先ほどのことはどのようになりましたか。

○齋藤会長

刺し網の遊漁をなしにすることについては、実際なかったということで構わないと思います。現場加算金については、今回のことで大館比内については3千円でよしとしていきます。ただ、考え方と事情については、この後他の漁協にしっかり情報提供をしながら、できるだけ漁協の負担にならないような漁場管理に努めてもらうようお願いをしたいと思います。

あと、1枚の券で2つの漁場が利用できるという部分については、可能であれば規則の中に但し書きという形で併記していただきたいです。現場を回って遊漁者にそのように指導することは当然ありだと思いますが、前もって規則の中に、但し書き・注意書きをしておいていただけた方が、誤解やトラブルは少なくなると思います。

私がお話ししたところはこのくらいでしょうか。

○鈴木委員

現場加算金について、無券の人が少なくなるという理由を挙げましたけれど、それだけでしょうか。

○事務局（佐藤）

そうですね。無券者を減らす目的と、あとは無券者発見に至るために監視員が巡回しておりますけれど、監視員達にかかっているコストや危険性を考えると3千円程度取っていても問題はなく、むしろ足りないくらいかなと試算しています。

○鈴木委員

子吉川水系地区の理事を務めておりますが、現場加算金に関しては、私達は上げようとしておりません。現場加算金をいただくのは、勿論ほとんどが監視員の方々です。その時に、遊漁者によって監視員は非常に辛い目に合うこともあります。それよりは上げないで、なんとか普通に若干5百円で遊漁券を購入していただいて、川に入っていただくという形をとっております。ただ実情をお話ししました。

○菊池会長代理

現場加算金に関して、実際問題として、本当に遊漁者のモラルの問題です。可能であれば、穏便にしたいです。今のネット社会で、コンビニも24時間、全部対応できるようになっています。今はもうフィッシュパスもQRコードで購入できますし、買おうと思えばいつでも買えますが、買わない人は絶対に買わないです。現場に行く監視員は、やはり年配の人たちは危ないため、若い人たちです。現場は倍返しですので結構お小遣いにもなるので、一生懸命やります。ですが、遊漁券を持たずに釣りに来る人たちは最初から買わず、「来たら買おう」です。現場で1万円札を出したり車にお金があるなど言って、そのために監視員は余分な手間がかかっております。そして命がけでやっています。ですから、そういう人たちに応じた対応をするしかないと思います。ケースバイケースで対応していく形です。

○齋藤会長

阿仁川漁協はどうですか。

○菊池委員

現場加算にエネルギーを注ぐより、買わない人は一定数いるものと思うべきです。情報収集、監視員の役目で違反者を摘発するというよりも、進んで監視員がゴミを集めたり漁場の整備に努めている姿勢を見せて、評価していただく感じです。

それで、やり取りにおいてトラブルが非常に多いのですよね。監視員の方はそういう目に合えば、もう後はやりたくないという人がほとんどです。漁協は加算金を倍額の3千円にして現場は6千円です。全額を監視員がもらうというシステムを取っているところは一生懸命やっていますが、それでもトラブルが多いです。実際に現場の問題となれば、加算金を倍にしたり3千円にしたりよりも、運用として非常に難しい面があると思います。実際、うちの漁協では、年間の現場売りの金額を見れば、数万程度です。

○菊池委員

ちゃんと買っている人からは、もっと現場を高くすればいいというお話はいただきます。

○菊池会長代理

監視は溪流にも入りますけれど、餌釣りは本当に山奥に入ります。それがなかなか難しいのです。そのため若者がいないとなかなかできません。

○齋藤会長

個人的には、現場監視員として現場に入る人たちはかかる経費は、通常の遊漁料金の中で見てあげるべきです。

○菊池会長代理

それは無料なのです。

○齋藤会長

そうですね。ですが、現場指導員や監視員の人件費がかかるということは、現場売りをするために出歩いているわけではなく、指導のために動いていると思います。その方が、漁協の収入にしやすい気がします。

○菊池賢一委員

うちは日当をお支払いして、回ってもらっております。

○菊池会長代理

報告は全県統一してできれば良いと思いますが、単協によって事情は違います。

○齋藤会長

わかりました。今回、改正・変更することについての情報提供を県内の各漁協にも流しながら、それぞれの漁協の考えで、また追加で見直しをしたいところがあれば、それなりに事情を聞かせていただくということで良いでしょうか。それで、先ほども私がお願いしたかったことで、県が遊漁規則の認可を公示しようとする場合、昔は県の公報に載せていたのですけれど、今は載せていないですね。

○事務局（佐藤）

前回の漁業権更新の時からホームページ上に載せるようにしていて、今回も同じホームページに載せます。そのページには、先ほどの遊漁券のくだりの一文を付け足して目立つようにしたいと思っております。

○齋藤会長

わかりました。

○齋藤会長

その時は今の間違ったサイトに繋がる不具合も一緒に直してください。

○事務局（佐藤）

はい。

○齋藤会長

よろしいでしょうか。それでは答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

それでは答申案を読みます。

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可について答申。令和8年3月9日付け水1175で諮問のあったこのことについて。令和8年3月30日に委員会を開催し、審議したところ、次の通り決定したので答申します。内共第1号、第4号、第13号、第15号、第16号及び第22号、第五種共同漁業権遊漁規則の変更については認可することが適当と考える。以上です。

○齋藤会長

答申案を読んでいただきましたけれど、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○青谷委員

細かいところありますが、後で伝えておきます。間違いや誤字脱字などです。

○委員

そうですね。

○齋藤会長

よろしいですか。

○青谷委員

はい。

8 議事

議題2：その他 ①秋田県情報セキュリティ基本方針の策定について

○齋藤会長

それでは次に進みます。続いて、その他の秋田県情報セキュリティ基本方針の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（藤田）

本日配布、資料2をご覧くださいと思います。こちら、県では、法令に基づき保有する個人情報等に関する機密性、完全性、そして可用性の維持に関するセキュリティ対策の指針として「秋田県セキュリティ対策基本方針」を定めて、これを運用しているというような状況にあります。その中で1ページをご覧くださいと思いますが、当委員会にもこの基本方針の枠組みで、対策を講ずることについての協議文書が参りました。

次のページをご覧くださいと思います。2ページになります。「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）の策定について（通知）」ということで、こちらが国からの通知でございますけれども、この中で議会、各種委員会、独立行政法人に関しても、情報セキュリティ対策と基本方針策定等の措置を講ずることが必要となります。

こちらの内容に関しては4ページから10ページまでのものです。こちらが国の通知文書でございます。行政委員会、合同委員会、海区調整委員会といった各種委員会にも対応ということです。今後セキュリティ対策を担当する県のデジタル政策推進課から、この更新等に関して、海区漁業調整委員会や内水面漁場管理委員会の各組織でそれぞれ策定することは可能ということでしたが、既にある秋田県のセキュリティ基本方針の中で、適用範囲に当委員会を加える形の提案がございまして、他委員会も同様な対応を予定しているということでございました。

基本方針の改正内容につきましては、12ページ・13ページの表をご覧くださいと思います。これまで県職員による行政に対してのみ適応していた部分でございますけれども、1つ目としては4の適応範囲に行政委員会として知事部局以外の教育委員会やこちらの海区、内水面漁場管理委員会も加えるという変更、そして5番目の職員等の遵守の義務におきましては、職員以外も、委員の職員も文言で範囲に定めます。そして6番目の6（7）の運用の部分は、必要な文言の修正を以て降ろしているという状況であります。

そして、14ページから18ページの部分が基本方針改定の書き込みをしている部分でございまして、その中で15ページの4の適応範囲の部分をご覧くださいと思います。こちらの行（1）の下から5段目に内水面漁場管理委員会も対象という記載がございまして、こちらの処理に関しましては、内水面の漁業調整

等に関わることはございませんので、1番最後の19ページの通り、海区漁業調整委員会会長から既に意義なしで回答しておりますが、本日ご報告いたします。基本的には、委員の皆様の個人情報等を取得・保存するという機会はほぼございませんので、主に事務局職員に対しての規律が強化されるというイメージの改正になります。以上、4月1日の施行以降、当委員会も改正の指針に基づきまして、セキュリティ対策を実施していくこととしておりますので、ご承知おきください。説明は以上です。

○齋藤会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆様のご質問、ご意見等ございませんか。

○青谷委員

12ページの2番で委員が入っています。我々のことかと思いますが、この改正によってどういうことを具体的には守らなければいけないのかを教えてください。

○事務局（藤田）

具体的に事例を挙げていませんが、法令の4ページから10ページまでの部分に関して適応していくことになります。その中の9ページになりますが、方針策定の中で、職員の遵守する義務や、セキュリティ対策の分析付近の対策で自己点検等を実施していくところです。具体的には先ほども冒頭の説明でお話しした通り、委員会の事務として所有するような個人情報に関する機密性や完全性、可用性の維持に関するセキュリティ対策を実施していくということでございます。

○齋藤会長

私は今日この資料を初めて見ましたが、2月に開かれた海区の会議の議事録を読むと、デジタル政策推進課に回答する時に、会長に相談して回答したと書かれていましたが、内水面には相談しなくて良かったのですか。

○事務局（藤田）

委員会の重要事案に関しては委員会処務規程に会長と協議したうえで処理する旨の規程があります。内水面の委員会でも海区と同様に事前に相談と思いましたが、内水面は委員会開催の予定がなかったため、事務局長の専決で処理しております。

○齋藤会長

専決処分の決まりはありましたか。

○事務局（藤田）

委員会処務規程の記載の中では決まりはありません。海区は開催のタイミングがあり説明しましたが内水面は開催するタイミングがなく、後閲で処理したいと考え、今回説明した次第です。

○齋藤会長

事前に、会議時に報告するという相談・連絡でも良かったと思いました。

○事務局（藤田）

そうですね。申し訳ありませんでした。

○齋藤会長

それでは、今日用意された議題以外に何かこの場で委員の方々で取り上げていただきたい議案などがありますか。

○小松ひとみ委員

先ほどの現場加算金のお話に戻ります。私たちカメラマンも現場のルールを守らない人が非常に増えてきて、今おっしゃった通りモラルが非常に守られていないです。入ってはいけないところで撮るなど、よくニュースが取り上げる鉄道カメラマンと全く同じ現象が色んな業種で起きていると思います。ですから、注意しても守らない人は守らないということは私もわかります。ですが、カメラマンの場合、例えばコンテストなどでは、入ってはいけない場所から撮った写真は、ネット上ではあふれていますが、私たち審査員は大体見ればわかりますので、ジャッジができます。最後のジャッジは見たものに結果を出せます。しかし魚の場合は、入ってはいけないところで釣った魚の判断ができませんので、少し大変ですよ。どうしてもない部分が魚は沢山あると感じました。○○水系や上流部で釣れば、この魚は上流部でしか釣れませんなどということはないですか。わからないですよ。

○齋藤会長

わからないですよ。

○小松ひとみ委員

アユですと赤石川等でヒメアユなどといいますが、そういうことがないですから、結局は堂々巡りになってしまうと聞きながら身に澄まされる思いがありました。写真界も一緒です。

○齋藤会長

ルールを守らない人がいることはどうしてもないと思いますけれど、どこで釣ったのかが非常に良くわからないことにつきましては理解できます。強いて言いますと、釣ってはいけない時期に釣った場合はそれだけで、どこで釣ろうとだめであることはわかります。獲ってはいけないところで獲ったものがどうであったかはわからないですね。

○小松ひとみ委員

それがジャッジできないことが歯がゆいだろうと、非常に思います。写真界と同じことを抱えていると思います。どうしてもないところはどうしてもないので、先々のお金の良い使い方や進め方、広がり方を考えますと、やはりその分の労力とお金は実のある方に使っていった方が良くと思います。できない人だけとなるよりは良いです。現場のその苦労が非常によくわかりますので、そのようなことを聞きながら私なりに思いました。

○齋藤会長

ありがとうございます。事務局でも今のお話を頭に入れながら、他の漁協に情報提供等をする際、それから要望をいただいた時に、何か参考にされてください。

○齋藤会長

他、何かございませんか。

○伊藤委員

釣り人目線で報告という形になります。4月1日からサクラマスも解禁になります。山形など既に解禁しているところを見ますと、去年よりは最上川などで釣れたりもしていて、まずまずという雰囲気です。ただ、現場サイドで遊漁券、年券などの動きを聞きますと、ショップにも聞いておりますが、ちょっとにぶいというお話が多いです。去年、米代川や雄物川も大分雪代で、4月が結構釣りづら

い時期も長かったので、その分ちょっと動きがにぶいと思います。サクラマスはかなり遠征される方が多いので、昨今の物価高、特にガソリンの値上げの影響がちょっと心配される形です。米代川の辺りは密漁者も出ているようですので、もう解禁直前ですけど、ぜひ県から、あと漁協から、警察の見回りまでいつも以上にまた今後はやってもらえればなと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。

他、何かございませんか。鈴木さん。

○鈴木委員

以前会議の中で、漁協のホームページで周知を行うということでした。私たちもなかなか素人ですので、うまくできませんでした。専門家がたまたま市の住まいでして、昨年の秋から理事会や監視委員会の場所に来ていただいております。ホームページのやり方が完璧でした。漁業者を含めて密漁者に関しても常に情報を流して、「快適な釣りができるように」など、ホームページで促してほしいです。どうか、お知らせできるような形式をご提案ください。

○齋藤会長

そうですね。ホームページをととても更新しているのは阿仁川漁協ですよね。阿仁川漁協のところはもう頻繁に新しい情報に変わっています。規則が古い規則のままだったりするところがありますので、なんとか今回の変更も含めて新しい情報に直してもらえるようにお願いしたいです。できれば、漁連が窓口となりながら、子吉川水系漁協から今お話があったように、作成の仕方などの研修会等をやっていただけたら、漁協も安心するのではないかなと思います。ちょっと検討してみてください。

○青谷委員

そのことに関して、例えば教育委員会などでは、各市町村の学校に繋がるリンクを全部貼っています。そういった意味で何年も更新していない学校などがあれば指導が行きます。ここもやはり漁協のリンクを貼ってそれらの体制にすればいいのではないかと考えておりました。

○菊池会長代理

そういうことは漁連がすることですね。

○青谷委員

そうですね。

○菊池会長代理

それはやはりトップで、集まっているのは漁連ですからね。

なお当委員会の委員についてですが、去年4月に委員が1名欠員になっておりますよね。今後ずっと管理委員会が1名欠員のままの予定なのですか。

○事務局（高橋）

漁業法の解説を読みますと、少なくとも欠員者が出てから1年以内には補充して適切な運用を図るようになります。7月に会の委員を辞められたので、7月前には決めたいと考えております。

○事務局（藤田）

まだ具体的な手続きに入っているわけではございませんが、適切に対応していきたいと考えております。

○菊池会長代理

速やかにお願ひいたします。

○事務局（藤田）

了解いたしました。

○齋藤会長

よろしくお願ひします。

他、何かございませんか。事務局からございませんか。

○事務局（藤田）

令和8年度、定期人事異動が4月1日にございます。その中で、この委員会に
関係する職員が3名異動になりますので、お知らせいたします。初めに異動され
る方にございますけれども、高橋事務局長が秋田地域振興局の農林部に異動にな
ります。続いて、本間書記が保険疾病対策課に異動になります。そして最後にな
りますが、高橋書記が水産振興センターに異動になります。続いて、異動して
くる方にございますけれども、水産漁港課の三浦政策監が、水産漁港課長の兼任で
事務局長となります。続いて、水産漁港課の調整・振興チームから福田主査が書
記という形で参ります。さらに、本日ご説明した佐藤主任が水産漁港課の所属で
ございましたけれども、海区漁業調整委員会の所属ということになります。次回
開催の際には新たな体制となりますので、ご報告いたします。以上です。

○齋藤会長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

ただいま報告のありました今回の人事異動で委員会事務局と水産漁港課を離れ
られる方々には色々お世話になりました。ありがとうございます。新しい職場
でのご活躍をお祈りしております。それから、新年度も担当してくださる方には
引き続きよろしくお願ひいたします。

8 閉会

○齋藤議長

それでは、これで第22期第4回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会しま
す。お疲れ様でした。

○委員・事務局

お疲れ様でした。ありがとうございます。